

# ご存じですか!?!?

**共**済組合の広報誌「共済だより」等でも盛んに情報提供がございましたが、今月10月分給料より社会保険料(共済組合掛金等~長期・短期・介護保険)の金額が増額になります。金額については一律ではありませんが、2,000円程度から6,000円程度の増額かと思われます。なぜ!?!かということ、一言で言えば「年金制度の一元化に伴う改正」ということになりませんが、理解はなかなか難しい内容となっています。以下、出来るだけわかりやすくお知らせしたいとは思いますが、果たして伝えることが出来るかどうか・・・^\_^;

## ◆年金制度の一元化

現在加入の共済年金 → 10月から厚生年金へ統合

## ◆一元化に伴い掛金の算定方法の変更

「手当率制」(給料月額×手当率(1.25)×掛金率)

→ 「標準報酬制」(標準報酬月額×掛金率)へ変更

※手当率制とは・・・

実際に支給された手当が多い人も少ない人も、一律に25%を手当額と見なして掛金を算出する制度。(すべての地方公務員の給料月額に対する手当の割合の平均が25%であるため)

**そ**れでは、「標準報酬制」の具体的な内容について以下説明します。

今月からは移行期間ということで、二段階方式ですすめられることとなりますので、まずはそれぞれについて簡単に説明します。

## ◆今年10月から来年8月までの掛金~経過措置

暫定的に今年6月支給給料月額を等級表に当

てはめて算出された額を「標準報酬月額」と見なし、そこから得られた掛金が来年8月までの掛金となります。

## ◆来年9月からの掛金

原則年1回、4月から6月までの報酬の平均額を等級表に当てはめ、「標準報酬月額」を決定し、その額を9月から翌年8月までの標準報酬月額として掛金を算出。



**で**はいったいどのくらいの掛金になるのか! というのですが、一律ではなく個々に算出することから、人により額に相違があり一概には言えませんが、基本的には「高くなる」・・・です。特に、中学校は小学校と違い「部活動手当」という特勤手当があることから、小学校教員に比べ増える額も多くなると思います。

例えば・・・Aさんの場合。

給料月額 2??, ???円

教員特別

へき地手当

通勤手当

住居手当

特勤手当(部活動~5月実績)

寒冷地(年間支給額を月額に換算)

合計293,595円

◇これまでの算出方法「手当率制」で算出した場合 33,847円

◆10月からの「標準報酬制」で算出した場合 41,520円

※報酬月額293,595円→18等級→標準報酬月額300,000円

その結果7,673円(41,520-33,847)円の増となりますが、特勤手当(5月実績)がなかった場合どうなるかということ・・・。

等級が16等級となり、標準報酬月額が260,000円、そこから算出した掛金は35,983円で、これまでに比べ2,136円の増となり、特勤手当の実績がある場合とない場合では5,537円の差が出ることとなります。

そして来年の8月まで続く・・・。

でもご安心ください!!「高くなった標準報酬月額は将来の年金額に反映されます」とのことです・・・が。

いずれにしても、個々人の扶養手当・住居手当・通勤手当や特勤手当等の手当額の違いにより掛金に相違が出てきますし、育児休業期間中や産前産後の休暇等、勤務状況などによる取り扱いの相違もありますのでご確認ください。

下記のアドレスに「(参考資料)標準報酬月額の算定と掛金等の額の算定」というエクセルファイルがありますので、6月分の給与明細より金額を入力することにより確認できます。

<http://www.kouritu.go.jp/topics/kyotsu/h27ichigenka/index.html>